## $\bigcirc$ 玉 土 交 通 省 告 示 第 百 三十二号

及 要 び 構 建 品 造 築 質 部 基 等 に 潍 関 12 法 す 使 用 昭 る 技 す 和 術 る + 建 的 築 基 五 準 材 年 を定 料 法 並 律 第二  $\otimes$  $\mathcal{C}_{i}$ る 12 百 件  $\mathcal{O}$ れ 号) 5 部  $\mathcal{O}$ 第三 を 建 改 築 + 正 材 す 七 料 る が 条 第二 件 適 合 令令 す 号 ~ 和  $\mathcal{O}$ き 元 規 年 定 日 玉 本 に 土 基 産 交 業 づ 通 規 き、 省 格 告 又 建 示 は 築 第 日 物 本 五  $\mathcal{O}$ 百 農 基 七 林 礎 + 規 格 主

令 和  $\equiv$ 年二 月 + 六 日

号)

0

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

改

正

す

る。

玉 土 交 通 大 臣 赤 羽 嘉

 $\mathcal{O}$ 傍 次 線  $\mathcal{O}$ を 表 に 付 た 部 改 分 正  $\mathcal{O}$ よう 前 欄 12 に 撂 改 げ  $\Diamond$ る 1 規 改 正 定  $\mathcal{O}$ 後 欄 傍 に 線 掲 を 付 げ る た そ 部  $\mathcal{O}$ 標 分をこれ 記 部 分 に 二 に 対 応 重 す 傍 線 る 改 を 付 正 後 L た 欄 規 に 掲 定 で げ 改 る 正 規 前 定

L

欄

に

れ

に

対

応

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

を

掲

げ

7

な

1 ŧ

 $\mathcal{O}$ 

は

これ

を

加

え

る。

ょ

b,

改正後	改正前
附則	附則
(経過措置)	(経過措置)
条。平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第九号に掲げる免	平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第九号に掲げる
震材料(出荷時において性能検査により個々の製品の性能を確認して	震材料(出荷時において性能検査により個々の製品の性能を確認して
いるものに限る。以下単に「免震材料」という。)のうち、この告示	いるものに限る。以下同じ。)のうち、この告示の施行前に法第七十
の施行前に法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関	七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関又は法第七十七条の
又は法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対し	五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対して性能評価の申請が
て性能評価の申請がされたものについては、令和三年三月三十一日ま	されたものについては、令和三年三月三十一日までの間は、なお従前
での間は、なお従前の例による。	の例による。
2 (略)	2 (略)
(経過措置の特例)	
第四条 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属	(新設)
のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機	
関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの	
に限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置	
の影響を受けた工場等において製造される免震材料についての前条の	
規定の適用については、同条第一項中「三月三十一日」とあるのは「	
九月三十日」と、同条第二項中「四月一日」とあるのは「十月一日」	
とする。	

附

則